

答 申 書

(県営住宅の管理代行制度への移行について)

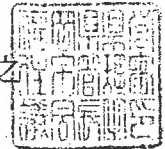
福岡県県営住宅管理審議会

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋 殿

福岡県県営住宅管理審議会

会長 江藤 秀之



県営住宅の管理代行制度への移行について（答申）

平成29年3月27日付け28県住第3615号で諮問された、県営住宅の管理方法を指定管理者制度から管理代行制度へ移行することについて、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

諮問のとおり、県営住宅の管理方法については、平成31年度から地方自治法第244条の2第3項に基づく「指定管理者制度」から、福岡県住宅供給公社（以下「公社」という。）を管理者とする公営住宅法第47条に基づく「管理代行制度」に移行することが適当である。

2 理由

指定管理者制度は、民間活用による管理コストの削減とサービス向上を目的として創設された制度であり、県営住宅においては、平成18年度から公社を管理者とする指定管理者制度により実施している。

一方、管理代行制度は、公社が入居決定や同居承認等に係る業務を一体的に処理することで処理期間の短縮や入居機会の拡大・収入階層等に応じた住宅の提供が可能となり、^①県民サービスの向上が期待できる。

また、公社による計画的な雇用と人材育成、管理ノウハウの蓄積が可能で安定したサービスの提供ができ、県と公社の管理業務の更なる一元

②

化による管理コストの削減も可能である。

③ さらに、これまでの当審議会の調査において、管理代行制度は平成17年の制度創設以来、多くの府県などで採用され、制度として定着しており効率的な業務が行われていることを確認している。

このようなことから、県営住宅の管理については、指定管理者制度から公社を管理者とする管理代行制度に移行することが適当であると思料する。

なお、管理代行制度の実施にあたっては、公社の管理監督に努め、県民サービスの向上に資する管理が行われるよう求めるものである。